

福井県報

号外第26号
平成21年
3月31日(火)
火・金曜日発行
1月1,750円郵送料共

条 例

(※は、県例規集登載事項)

※福井県県税条例等の一部を改正する
条例(二六・税務課)……………一

本号で公布された

条例のあらまし

◇福井県県税条例等の一部を改正する条例(第二十六号 税務課)

- 一 福井県県税条例の一部改正関係
 - 1 道路特定財源の一般財源化に伴い、自動車取得税および軽油引取税を目的税から普通税に改め、所要の規定の整備を行うこととした。
 - 2 住宅および土地に係る不動産取得税の課税の特例措置について、適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八条の四関係)
 - 3 低公害車および低燃費車に係る自動車取得税の課税の特例措置について、内容を見直した上で、適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八条の六関係)
- 二 福井県県税条例の一部を改正する条例の一部改正関係
 - 上場株式等の配当および譲渡所得に係る個人県民税の課税の特例措置について、適用期限を平成二十三年十二月三十一日まで延長することとした。(附則第二条関係)
 - 三 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正関係
 - 1 過疎地域における課税免除について、対象設備の新增設期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。(

第三条の三関係)

- 2 一の2の改正等に伴い、原子力発電施設等立地地域における不均一課税について、対象設備の新增設期限および課税の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長することとした。(第四条の二、附則第九項関係)
- 3 一の2の改正に伴い、都市開発区域における不均一課税について、特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八項関係)
- 四 福井県核燃料税条例の一部改正関係
 - 一の1の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第十二条関係)
- 五 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

条 例

福井県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十六号

福井県県税条例等の一部を改正する条例

例

(福井県県税条例の一部改正)

第一条 福井県県税条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第七節 削除
第八節 自動車税（第三百三十四条―第一百五十三条）」

「第七節 自動車取得税（第九十七条―第一百五十五条）
第七節の二 軽油引取税（第一百六条―第一百三十三条の十五）
第八節 自動車税（第三百三十四条―第一百五十三条）」

「第一節 自動車取得税（第八十一条―第八十一条の十九）
第二節 軽油引取税（第八十二条―第二百五条）」

「第一節および第二節 削除」

第三条第一項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 自動車取得税
七 軽油引取税

第三条第二項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同項各号を削る。

第四条第一項第五号中「第五十三條第三十二項」を「第五十三條第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改め、同項第二十一号中「第八十一条の十九」を「第一百五十五条」に改め、同条第二項および第三項中「株式等譲渡所得割、」の下に「自動車取得税、軽油引取税ならびに」を加え、「自動車取得税ならびに軽油引取税」を削る。

第六条第二項第六号から第八号までを削り、同項第九号中「第八十一条の二」を「第九十八条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号イ中「第八十二条第一項」を「第一百六条第一項」に、「第八十八條第一項」を「第二百二十五條第一項」に改め、同号ロ中「第八十二条第三項」を「第一百六条第三項」に改め、同号ハ中「第八十二条第四項」を「第一百六条第

を

に、

を

に改める。

四項」に改め、同号ニ中「第八十二条第五項」を「第一百六条第五項」に改め、同号ホ中「第八十二条第六項」を「第一百六条第六項」に改め、同号ヘ中「第八十三條第一項」を「第一百七條第一項」に改め、「軽油に係る」の下に「第三十條第四項の規定による」を加え、同号ト中「第八十三條の二第一項」を「第一百八條第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 自動車税 賦課期日または納税義務

発生の日現在における自動車の主たる定置場の所在地（自動車の主たる定置場の所在地が、納税義務者である自動車の所有者（法第四百四十五條第二項の規定による買主および同条第三項の規定による使用者を含む。以下この号において同じ。）の賦課期日または納税義務発生の日現在における住所と異なる場合で、当該所有者の当該住所が県内にあるものにあつては、当該住所（地）

九 鉦区税 鉦区の所在地

十 固定資産税 大規模の償却資産の所在地

第七条および第十條中「株式等譲渡所得割、」の下に「自動車取得税、軽油引取税ならびに」を加え、「自動車取得税ならびに軽油引取税」を削る。

第四十一条の十第一項中「第五十三條第三十二項」を「第五十三條第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。

第七十四條の十一第一項中「協同組合連合会または商店街振興組合」を「または協同組合連合会」に改め、「独立行政法人

中小企業基盤整備機構法」の下に「（平成十四年法律第四百四十七号）」を加え、「第三十九條の五第一項」を「第三十九條の五」に改める。

第七十四條の十二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「の係る」を「に係る」に改める。

第七十四條の十三第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第九十七條から第一百一條までを削る。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第九十七條 自動車取得税は、自動車の取得に對し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両

法第二條第二項に規定する自動車（施行令第四十二條に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第三條の大型特殊自動車および小型特殊自動車ならびに同條の小型自動車および軽自動車のうち

二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第四十二條の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）
第九十八條 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者と

みなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者または施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車またはその販売のためその他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)(においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。))または同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付または届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供

した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。(自動車取得税の課税標準)

第九十九条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第八条の十四に規定するところにより算定した金額(以下この項において「通常の取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得
二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第四十二条の五第一項の規定により準用する施行令第五条第一項各号に掲げるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で、当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの
三 代物弁済に係る給付としてまたは交換もしくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第十二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項または第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得(自動車取得税の税率)
第百条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)
第百一条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動

車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第百二条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)
第百三条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、法第百二十二条第一項の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を次条に定めるところにより納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)(または同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査または届出の時
二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得または道路運送車両法施行規則第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
四 前三号の自動車の取得以外の自動車

の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

(自動車取得税の納付の方法)

第百四条 自動車取得税の納税義務者は、前条または法第百二十三条の規定により自動車取得税額を納付する場合(法第百三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。)には、これらの規定による申告書または修正申告書に県が発行する自動車取得税証紙をはつてしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額を県が指定する証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器(規則で定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 自動車取得税の納税義務者は、前条第四号または法第百二十三条の規定によつて自動車取得税額を納付する場合には、前項の証紙をはることまたは証紙代金収納計器で表示を受けることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。

3 知事は、第一項の規定により納税義務者が証紙をはつた場合においては、当該証紙をはつた紙面と当該証紙の彩紋とにかつて自動車取得税証紙まつ消印で判明にこれを消さなければならない。

4 前三項に規定する証紙の様式およびその売りさばきの方法、証紙代金収納計器取扱者、証紙代金収納計器により表示される印影の形式、証紙代金収納計器の取扱の方法ならびに納税済印および自動

車取得税証紙まつ消印の印影の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(非課税等自動車の取得者の報告義務)
第五十五条 自動車の取得をした者は、第三条の規定の適用がある場合を除き、同条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時または日までに、法第二百二十二条第二項の報告書を知事に提出しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除)
第六十六条 知事は、譲渡により担保の目的となつている財産(以下この節において「譲渡担保財産」という。)の権利者(以下この節において「譲渡担保権者」という。)が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下この節において同じ。)に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税の徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したことを証明するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。
一 譲渡担保権者の住所および氏名または名称
二 譲渡担保財産の設定者の住所および氏名または名称

三 譲渡担保財産の表示(車名、型式および登録番号)
四 譲渡担保財産の設定年月日
五 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した年月日
知事は、第一項の規定による徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をし

た税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。
(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予の取消し)
第八十八条 知事は、前条第一項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第六十六条第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の還付等)
第九十九条 知事は、自動車の取得に対して課する自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第六十六条第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

2 前項の還付を申請する者は、第六十六条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一 譲渡担保権者による譲渡担保財産の取得に対する自動車取得税の税額および納付年月日
二 還付を受けようとする金額

3 知事は、第一項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付または納付義務の免除)
第一百十条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。
2 前項の還付または免除を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一 納税義務者の住所および氏名または名称
二 自動車販売業者の住所および氏名または名称
三 自動車の車名、型式および登録番号
四 自動車の取得年月日
五 自動車の返還年月日
六 自動車の返還理由
七 自動車取得税の税額および納付年月日
八 還付または免除を受けようとする金額
九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。
(自動車取得税の減免)
第一百一十一条 知事は、次の各号のいずれか

3 知事は、第一項の規定による徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をし

に掲げる自動車に係る自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

一 日本赤十字社の救急自動車またはへき地巡回診療もしくは血液事業の用に供する自動車

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する病院または診療所の救急自動車またはへき地巡回診療の用に供する自動車

三 構造上身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者)で規則で定めるものをいう。以下この条および次条において同じ。)または精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者)で規則で定めるものをいう。次条において同じ。)の利用に供するためのものと認められる自動車(次条第一項各号に該当するものを除く。)

四 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車(次条第一項第一号に該当するものを除く。)

五 自動車を取得した後知事が定める期間内に天災その他の災害により滅失し、または損壊した場合における当該自動車

六 天災その他の災害により滅失し、または損壊した自動車(前号の規定により自動車取得税の減免を受けた自動車を除く。)に代わるものと知事が認める自動車を災害がやんだ日から六月以内に取得した場合における当該自動車
2 前項に規定する自動車取得税の減免の範囲は、規則で定める。

3 第一項の規定によつて自動車取得税の

減免を受けようとする者は、同項第一号から第四号までおよび第六号に規定する自動車に係る自動車取得税の減免にあつては第三号の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際に、同項第五号に規定する自動車に係る自動車取得税の減免にあつては災害がやんだ日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所および氏名または名称

二 減免を受けようとする税額

三 自動車の車名、型式および登録番号

四 減免を受けようとする事由

第百十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に係る身体障害者または精神障害者(以下この条において「身体障害者等」という。)の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合または精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)に対しては、当該身体障害者等がこの条の規定により自動車取得税の減免を受けた自動車に現に所有している場合を除き、自動車取得税を減免することができる。

一 専ら身体障害者等が運転する自動車

二 専ら身体障害者等の通学、通院、通所または生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者または当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者(第三項においてこれらの者を「生計同一者等」という。)が運転する自動車
2 前項に定めるもののほか、同項に規定

する自動車取得税の減免の範囲は、規則で定める。

3 第一項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、第百三条の規定により当該自動車の取得の事実を申告する日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条の規定により交付された身体障害者または生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)を提示しなければならない。ただし、第一項第一号に該当する自動車を取得した身体障害者については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

一 減免を受ける者の氏名および住所ならびに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
二 身体障害者等の氏名、住所および年齢
三 減免を受けようとする税額
四 自動車を運転する者の氏名および住所ならびに身体障害者等との関係
五 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件
六 自動車の登録番号、車名、型式、主たる定置場、種別、用途および使用目的
七 その他知事が必要と認める事項(自動車取得税の更正または決定等に関する通知)

第百十三条 法第二十九条第四項の規定による自動車取得税の更正または決定の通知、法第三十二条第五項の規定による自動車取得税の過少申告加算金額の決定の通知および自動車取得税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第三十三条第四項の規定による自動車取得税の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、更正または決定通知書を交付するものとする。

(自動車取得税の不足税額の納付手続)
第百十四条 自動車取得税の納税者は、前条の通知を受けた場合においては、当該通知書に記載された自動車取得税の不足税額および不足税額に対する延滞金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、それぞれ当該通知書の納期限までに納付書によつて納めなければならない。

(自動車取得税の市町に対する交付)
第百十五条 知事は、県に納付された自動車取得税額に相当する額に百分の六十六・五を乗じて得た額を、自動車取得税交付金(以下この条において「交付金」という。)として、市町に対し交付する。
2 知事は、前項の規定による交付金を交付する場合は、毎年度八月、十二月および三月中に、施行令第四十二条の九に規定するところにより算定した額について交付金交付決定通知書を交付してするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、規則で定める。
第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税(軽油引取税の納税義務者等)

第百十六条 軽油引取税は、特約業者または元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取りおよび元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準としてその引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者または元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者または元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者または元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物または単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油または揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条または第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第百三十三条の六第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課さ

れるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者または元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者または元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、もしくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合または燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第百三十三条の六第一項第一号もしくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油または同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を用いるに供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水

素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第百三十三条の六第一項第四号の規定により消費の承認を受け、または同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油もしくは燃料炭化水素油または揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油もしくは燃料炭化水素油または揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者が所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項および第百三十三条の十一において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第四十三条の二の規定によつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）
第百十七条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、

譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
三 第百二十条に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第百二十条に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者および元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、または他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費または譲渡

六 特約業者および元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者または元売業者が軽油を使用して軽油以外の法第百四十四条の三第二項に規定する炭化水素油を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号または第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめその譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令第四十三条の四第一項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)
 第百十八条 第百三十三条の六第一項第一号または第二号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第百十六条第四項または前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないときまたはその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者または当該軽油の製造の用に供した施設もしくは設備を所有する者で施行令第四十三条の五に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、または納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第百四十四条の二第四項に規定する事業所もしくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費もしくは譲渡について直接関係を有する事務所もしくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。
 (軽油引取税の課税免除)

第百十九条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百二十六条第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第百二十条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場において施行令第四十三条の六に規定する石油化学製品を製造するために同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第百三十三条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。
 (特約業者の指定等)

第百二十一条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(施行令第四十三条の九で定める要件に該当する者を除く。)で、県内に主たる事務所または事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が施行令第四十三条の九で定める要件に該当することとなつたときその他施行令第四十三条の十で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

第百二十二条 知事は、県内に主たる事務所または事業所を有する仮特約業者のうち、施行令第四十三条の十一で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令

第四十三条の十二で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 知事は、特約業者について法第百四十四条の九第四項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

4 知事は、法第百四十四条の九第六項の規定による総務大臣の特約業者の指定の取消しの指示があつたときは、その指示に基づいて当該特約業者の指定を取り消すものとする。
 (軽油引取税の税率)

第百二十三条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千元とする。

(軽油引取税の徴収の方法)
 第百二十四条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第百十六条第三項から第六項または第百十七条の規定によつて軽油引取税を課する場合および特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(軽油取引税の特別徴収義務者)

第百二十五条 軽油取引税の特別徴収義務者は、元売業者または特約業者とする。

2 知事が必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず軽油取引税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 知事は、前項の規定によつて特別徴収義務者を指定した場合は、その旨を指定した者に対して通知しなければならない。

4 第一項または第二項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの現実の納入を伴う軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

5 第一項の特別徴収義務者が元売業者または特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。
 (軽油引取税の申告納入)

第百二十六条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)および税額ならびに第百十九条または第百二十条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第百四十四条の十四第二項の納入申告書を知事に提出し、およびその納入金を納入書によつて納めなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第一項の場合においては、第百十九条または第百二十条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則第八條の三十七の規定により、次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第百二十九条第二項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して

知事の承認を受けなければならない。

4 次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても同項および前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第二百二十七条 第二百二十五条第一項または第二項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所または事業所の営業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所または事業所の営業を開始した後に、特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事務所または事業所の営業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の住所および氏名または名称

ロ 事務所または事業所の名称および所在地ならびに事務所または事業所の代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

ニ 事務所または事業所の営業開始年

月日

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

二 事務所または事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

イ 特別徴収義務者の住所および氏名または名称

ロ 事務所または事業所の名称および所在地ならびに事務所または事業所の代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

ニ 特別徴収義務者として指定された日

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

三 その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

イ 特別徴収義務者の住所および氏名または名称

ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の住所および氏名または名称

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合に、当該特別徴収義務者を登録した特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）は、登録を

した事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたときまたは当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所または事業所が県内に所在しなくなつたこと。

二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないうこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証券の交付等)

第二百二十八条 知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所または事業所を有するものに対し、当該事務所または事業所ごとに、法第百四十四条の十六第一項に規定する証券を特別徴収義務者に交付するものとする。

2 前項の証券の交付を受けた者は、これを事務所または事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 第一項の証券は、他人に貸し付け、ま

たは譲り渡してはならない。

4 第一項の規定によつて交付を受けた証券が、き損し、磨滅し、または亡失した場合においては、再交付の申請をしなければならない。ただし、き損または磨滅による再交付申請の場合においては、旧証券を添付しなければならない。

5 第一項の証券の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合または事務所もしくは事業所を廃止した場合に、その消滅し、または廃止した日から十日以内にその証券を知事に返納しなければならない。

(軽油引取税の免税の手続)

第二百二十九条 第二百二十条に規定する用途に供するため同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に施行令第四十三条の十五第一項の申請書を提出して免税軽油使用者証の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者は、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 前項の場合において法第百四十四条の二十一第一項ただし書の規定により免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けようとする者は、施行令第四十三条の十五第十三項に規定する届出書の写しを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による申請があ

つた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第二百二十条に規定する用途に該当しないときその他施行令第四十三条の第十五第十五項に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならぬ。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、当該免税軽油使用者証を交付した日から三年とする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、または当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

7 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者が）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締りまたは保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

第三百三十条 免税軽油使用者が、免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して、法第四百四十四条の二十一第一項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。

ばならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証または前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第四十三条の第十五第九項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途および使用期間に照らし適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。この場合、当該免税証および免税軽油使用者証に交付印を押すものとする。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所または事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取り

を行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税軽油使用者が免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者（法第四百四十四条の二十一第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者である。以下この節において同じ。）である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税証使用者に代わつて、当該免税証を当該免税証に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。

8 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

9 前条第六項の規定は、免税証について準用する。

10 前条第七項の規定に該当する場合においては、知事は、当該免税証使用者の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第三百三十一条 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第二百二十九条第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項および次項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、法第四百四十四条の二十七第一項に規定する報告書を知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税証

使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税証使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。次項において同じ。）を保有していない場合は、この限りでない。

2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち、引取りを行う当該免税証使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であること、業務の特殊性により毎月の報告を求めることが適当でないことその他の規則で定める特別の事情がある者については、前項の報告書の提出期限を、同項に規定する期限にかかわらず、毎期限内に係る報告期間が十二月を超えない範囲内の規則で定める期限とする。

（施行令第四十三条の第十五第三項の届出）

第三百三十二条 県内に免税軽油の使用に係る事務所または事業所が所在する免税軽油使用者は、法第四百四十四条の二十一第一項ただし書および施行令第四十三条の第十五第三項の規定により、他の道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、同項の届出書を知事に提出しなければならない。

（免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに対する課税）

第三百三十三条 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた場合においては、当該軽油の引取りを第十六条第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

2 前項の規定は、法第四十四条の二十四の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた場合について準用する。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第三百三十三条の二 法第四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

この場合において、当該特別徴収義務者は、施行令第四十三条の十六第一項に規定する要件に該当して担保を徴する必要があると知事が認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第四十六条第一項各号に掲げるものを知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所および氏名または名称
- 二 申請者の事務所または事業所の名称および所在地ならびに事務所または事業所の代表者の氏名
- 三 軽油の代金および軽油引取税の全部または一部を第二百二十六条の納期限までに受け取ることができなかった理由およびその受け取ることができなかった金額
- 四 担保の種類およびその内容
- 五 徴収猶予を受けようとする税額
- 六 徴収猶予を受けようとする期間

(軽油を返還した場合における措置)

第三百三十三条の三 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部または一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の

軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名または名称
- 二 営業所在地および営業所の代表者の氏名
- 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日および引取りに係る軽油の数量
- 四 販売契約の解除の理由および解除のあつた年月日
- 五 返還に係る軽油の数量および返還があつた年月日
- 六 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四十四条の三十一第一項の規定により

、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額およびこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、還付を受けようとする税額等を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者はその返還があつたことおよびその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第三百三十三条の四 免税取扱特別徴収義務者は、法第四十四条の三十一第四項または第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除または納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応す

る部分の税額およびこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、還付または免除を受けようとする税額等を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第四十四条の三十一第四項または第五項の知事の承認)

第三百三十三条の五 免税軽油使用者は、法第四十四条の三十一第四項または第五項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、免税証の交付を申請することができなかった事由を記載した承認申請書に次に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 免税軽油使用者が第三百三十条の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由
- 四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日およびその数量
- 五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所または事業所所在地および氏名または名称
- 六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由
- 七 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、承認書を同項の免税軽油使用者に

交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第三百三十三条の六 元売業者(第一号および第二号に掲げる場合にあつては、法第四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造または輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)および自動車保有者は、次に掲げる場合においては、施行規則第八条の四十一に規定する事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

- 一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混合して炭化水素油を製造するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。
- 三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
- 四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締りまたは保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、法第四十四条の三十二第三項の帳簿を備え、製造、譲渡または消費(以下この条において「製造等」という。)を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行ふ。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うときまたは当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証およびその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証および自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、または他人から譲り受けてはならない。

(事業の開廃等の届出)

第百三十三条の七 県内に主たる事務所または事業所を有する特約業者、石油製品販売業者および軽油製造業者等(軽油の製造または輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。)は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所または事業所ごとに、知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、または休止しようとするときも同様とする。

2 元売業者または軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者または軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者(元売業者を除く。)で県内に主たる事

務所または事業所を有するものは、その旨を、知事に届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも同様とする。

3 特約業者、石油製品販売業者および軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

(軽油の引取りの報告等)

第百三十三条の八 元売業者、特約業者および軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造および輸入に関する事実ならびにその数量、前月の末日における施行規則第八条の四十七に規定する事項を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に、施行規則第八条の四十八に規定する事項を知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

4 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、施行規則第八条の四十九各号に掲げる事項を当該特約業者に通知しなければならない。

5 第百十六条第一項または第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所または事業所ごとに施行規則第八条の五十各号に掲げる事項を記載した書類

を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

6 前項の特別徴収義務者は、施行規則第八条の五十二の規定により、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

(帳簿の記載義務)

第百三十三条の九 元売業者、特約業者、石油製品販売業者および軽油製造業者等は、法第百四十四条の三十六の帳簿を備え、施行規則第八条の五十三の規定により、軽油または燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵および消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の帳簿の保存義務)

第百三十三条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十六の帳簿を備えるべき日から五年間保存しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合には、この限りでない。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第百三十三条の十一 第百二十四条ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、第百十六条第三項から第五項までまたは第百七条第一項第一号、第二号もしくは第五号に掲げるもの

にあつては、毎月末日までに前月の初日から末日までの間における当該販売もしくは消費または譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、第百十六条第六項に掲げる者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課

税標準量、税額その他必要な事項を、第

百七条第一項第三号または第四号に掲げる者にあつては、当該消費または譲渡をした日から三十日以内に当該消費または譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、同項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、その申告した税額を納付書によつて納めなければならない。

(軽油引取税の普通徴収の手續)

第百三十三条の十二 第百三十三条の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次に掲げる者に対して納税通知書を交付する。

一 法第百四十四条の二十二第一項の者
または同条第二項の法人もしくは人

二 法第百四十四条の二十五第二項の者
または同条第三項の法人もしくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽油引取税の減免)

第百三十三条の十三 知事は、天災その他の特別の事情があると認める場合においては、当該納税者の申請によつて軽油引取税を減免することができる。

2 前項の申請をする者は、天災その他の災害により減免を受けようとする場合にあつては災害を受けた日から三十日以内に、その他の場合にあつては納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書面を添付してこれを知事に提出しなければならない。

一 年度および税額

二 減免を必要とする事由

(軽油引取税に係る更正または決定等に
関する通知)

第三百三十三條の十四 法第四百四十四條の四十四第四項の規定による軽油引取税の更正または決定の通知、法第四百四十四條の四十七第五項の規定による軽油引取税の過少申告加算金額の決定の通知および軽油引取税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第四百四十四條の四十八第四項の規定による軽油引取税の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、更正または決定通知書を交付するものとする。

(軽油引取税の不足税額の納入手続)

第三百三十三條の十五 軽油引取税の特別徴収義務者または申告納付すべき納税者は、前條の通知を受けた場合においては、当該通知書に記載された軽油引取税の不足税額および不足税額に対する延滞金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納入書または納付書によつて納めなければならない。

第四百四十二條第三項中「(規則で定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)」を削る。

第五百五十條第一項中「および第八十一條の十六」を削り、同條第三項中「(昭和三十五年法律第五十号)」および「および第八十一條の十六」を削り、同條第四項中「第八十一條の十六第一項」を「第十二條第一項」に改める。

第三章第一節および第二節を次のように改める。

第一節および第二節 削除

第八十一條から第二百五條まで 削除
附則第三條の三中「平成十九年度および

平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千円」を「三千三百円」に改める。

附則第八條の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第八條の三第一項および第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第八條の四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同條第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「附則第八條の三第三項第一号」を「前條第三項第一号」に改める。

附則第八條の五の次に次の四條を加える。

(自動車取得税の特例等)

第八條の六 自家用の自動車(第九十七條第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三條の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 法附則第十二條の二の第二十項第一号もしくは第二号に掲げる軽油自動車または同條第十二項に規定する第一種省エネルギー自動車(初めて新規登録等(道路運送車両法第七條の規定による登録または同法第五十九條の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))を受けるもの)の取得(法附則第十二條の二の第二項の規定の適用がある場合の自動車取得税を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十

四年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 法附則第十二條の二の第二項各号に掲げる自動車(初めて新規登録等を受けるもの)の取得(同條第二項または前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條および第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

4 法附則第十二條の二の第六項に規定する電気自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條および第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 法附則第十二條の二の第七項に規定する天然ガス自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條および第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないもの

とした場合に適用されるべき同条または第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

6 法附則第十二條の二の第八項に規定する充電機能付電力併用自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條および第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 法附則第十二條の二の第九項に規定する電力併用自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の電力併用自動車の取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百條および第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第一項に定める率から百分の一・六(当該電力併用自動車(バスまたはトラックである場合)にあつては、百分の二・七)を控除した率とする。

8 法附則第十二條の二の第十項各号に掲げる軽油自動車(初めて新規登録等を受けるもの)以外の軽油自動車の取得(前三項、第十項または第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、

当該取得が平成二十二年三月三十一日までに
で行われたときに限り、第百条および
第一項の規定にかかわらず、当該取得に
ついてこの項の規定の適用がないもの
とした場合に適用されるべき同条または第
一項に定める率から、法附則第十二条の
二の第二十項第一号に掲げる軽油自動車
にあつては百分の二（当該取得が平成二
十一年十月一日から平成二十二年三月三
十一日までの間に行われた場合にあつて
は、百分の一）を、同項第二号に掲げる
軽油自動車にあつては百分の二を、同項
第三号に掲げる軽油自動車にあつては百
分の一（当該取得が平成二十一年十月一
日から平成二十二年三月三十一日までの
間に行われた場合にあつては、百分の〇
・五）をそれぞれ控除した率とする。

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一
日までに行われた場合における第百一条
の規定の適用については、同条中「十五
万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 法附則第十二条の二の第十二項に規
定する第一種省エネルギー自動車で初め
て新規登録等を受けるもの以外の第一種
省エネルギー自動車の取得（第四項から
第七項までの規定の適用がある場合の自
動車の取得を除く。）に係る第九十九条
第一項の規定の適用については、当該取
得が平成二十二年三月三十一日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」
とあるのは、「取得価額から三十万円を
控除して得た額」とする。

11 法附則第十二条の二の第十三項に規
定する第二種省エネルギー自動車で初め
て新規登録等を受けるもの以外の第二種
省エネルギー自動車の取得（第四項から

第七項までまたは前項の規定の適用があ
る場合の自動車の取得を除く。）に係る
第九十九条第一項の規定の適用につい
ては、当該取得が平成二十二年三月三十一
日までに行われたときに限り、同項中「
取得価額」とあるのは、「取得価額から
十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第百三条または法第
百二十三条の規定により提出される申告
書または修正申告書に、当該自動車の取
得につき前二項の規定の適用を受けよう
とする旨その他の施行規則附則第四条の
四第二十七項で定める事項の記載がある
場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第八条の七 当分の間、第百十六条第三項
に規定する揮発油には、租税特別措置法
第八十八条の六の規定により揮発油とみ
なされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第八条の八 知事は、平成二十四年三月三
十一日までに行われる次に掲げる軽油の
引取りに対しては、第百十六条第一項お
よび第二項の規定にかかわらず、次項に
おいて読み替えて準用する第百三十条第
四項の規定による免税証の交付があつた
場合または法附則第十二条の二の第四二
項において読み替えて準用する法第百四
十四条の三十一第四項もしくは第五項の
規定による知事の承認があつた場合に限
り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に
供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令附則第十条
の二の二第一項に規定する者が航路標

識法（昭和二十四年法律第九十九号）
第二条の規定により設置し、および管
理する航路標識の電源の用途その他公
用または公共の用に供する施設または
機械の電源または動力源の用途で同項
に規定するものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業または軌道事業を営む者そ
の他施行令附則第十条の二の第二二項
に規定する者が鉄道用車両または軌道
用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつ
ては、同条第三項に規定する機械を含
む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業または林業を営む者その他施行
令附則第十条の二の二第四項に規定す
る者が動力耕うん機その他の同条第五
項に規定する機械の動力源に供する軽
油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の
施行令附則第十条の二の二第六項に規
定する事業を営む者が製造工程におけ
る焼成または乾燥の用途、これらの事
業の事業場において使用する機械また
は装置の動力源の用途その他の同項に
規定する用途に供する軽油の引取り

2 第百二十九条から第百三十二条まで、
第百三十三条の四および第百三十三条の
五の規定は、前項の規定によつて軽油引
取税を課さないこととされる軽油の引取
りについて準用する。この場合において
、第百二十九条第一項中「第百二十条に
規定する」とあるのは「附則第八条の八
第一項各号に掲げる」と、「同条の」と
あるのは「同項の」と、「同条に規定す
る」とあるのは「同項各号に掲げる」と
、同条第三項中「第百二十条に規定する
」とあるのは「附則第八条の八第一項各
号に掲げる」と、同条第四項中「三年」

とあるのは「平成二十四年三月三十一日
まで」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第百
二十九条第一項に規定する免税証は、そ
れぞれ第百二十九条第一項に規定する免税
証油または同条第二項に規定する免税証
とみなして、第百三十三条の規定を適用
する。

4 前三項の場合における第六条、第百十
七条、第百二十四条、第百二十六条およ
び第百三十三条の十一の規定の適用につ
いては、次の表の上欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。

第六條第二項第七号へ	第三百三十條第四項	第三百三十條第四項(附則第八條の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。)
第一百七十七條第一項第三号および第四号	第二百二十條	第二百二十條または附則第八條の八第一項
第一百七十七條第一項第四号	同條	これらの規定
第二百二十四條	第一百七十七條	第一百七十七條(附則第八條の八第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第二百二十六條第一項および第三項	または第二百二十條	もしくは第二百二十條または附則第八條の八第一項
第二百二十六條第三項	第二百二十九條第二項	第二百二十九條第二項(附則第八條の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。)
第二百三十三條の十一	第一百七十七條第一項第三号または第四号	第一百七十七條第一項第三号または第四号(附則第八條の八第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

(軽油引取税の税率の特例)

第八條の九 平成三十年三月三十一日までに第三百十六條第一項もしくは第二項に規定する軽油の引取り、同條第三項の燃料炭化水素油の販売、同條第四項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同條第五項の炭化水素油の消費もしくは第一百七十七條第一項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第三百十六條第六項の規定に該当するに至つた場合

における軽油引取税の税率は、第二百二十三条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

附則第九條の二第三項中「施行令附則第十條の二」を「施行規則附則第五條の二第三項」に改める。

附則第十一條の二第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十一條の五第一項および第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十三條から第十六條の二までを次のように改める。

第十三條から第十六條の二まで 削除
(福井県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二條 福井県県税条例の一部を改正する条例(平成二十年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第五号中「第十二項」を「第十三項および第十四項」を「次條第十二項および第十三項」に改める。

附則第二條第二項および第三項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同條第七項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。)

附則第三條第十二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同條第九項中「(次項において「源泉徴収選

択口座内配当等」という。)

同條第十項を削り、第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同條第十四項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「改正法第一條」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。)

第一條に、「第三條第二十二項に」を「第三條第十九項に」に、「第三條第二十二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「第三條第十九項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二」に改め、同項を同條第十三項とする。

附則
(施行期日)

第一條 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二條 別段の定めがあるものを除き、第一條の規定による改正後の福井県県税条例(以下「改正後の条例」という。)

の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三條 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 改正後の条例の規定中軽油引取税に關する部分は、施行日以後に改正後の条例第百十六條第一項もしくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費もしくは改正後の条例第百十七條第一項各号(第三号または第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が改正後の条例第百十六條第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の福井県税条例(以下「改正前の条例」という。)第百八十二條第一項もしくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費もしくは改正前の条例第百八十三條第一項各号(第三号または第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が改正前の条例第百八十二條第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百八十五條の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、改正後の条例第百二十一條第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第百八十五條の二第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、改正後

の条例第百二十一條第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百八十五條の三第一項の規定による特約業者の指定の申請は、改正後の条例第百二十二條第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第百八十五條の三第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、改正後の条例第百二十二條第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

7 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百八十九條の二第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、改正後の条例第百二十七條第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

8 この条例の施行の際現に改正前の条例第百八十九條の二第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、改正後の条例第百二十七條第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

9 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百八十九條の二第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請は、改正後の条例第百二十七條第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

10 この条例の施行の際現に改正前の条例第百九十條第一項の規定により交付を受けている証票は、改正後の条例第百二十八條第一項の規定により交付を受けた証票とみなす。

11 この条例の施行の際現に改正前の条例第

百九十一條第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、改正後の条例第百二十條に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては改正後の条例第百二十九條第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、改正後の条例附則第八條の八第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第二項において読み替えて準用する改正後の条例第百二十九條第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

12 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百九十二條第一項の規定による免税証の交付の申請は、改正後の条例第百二十條に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては改正後の条例第百三十條第一項の規定による免税証の交付の申請と、改正後の条例附則第八條の八第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第二項において準用する改正後の条例第百三十條第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

13 この条例の施行の際現に改正前の条例第百九十二條第四項の規定により交付を受けている免税証は、改正後の条例第百二十條に規定する用途に係る免税証にあっては改正後の条例第百三十條第四項の規定により交付を受けた免税証と、改正後の条例附則第八條の八第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあっては同条第二項において準用する改正後の条例第百三十條第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

14 この条例の施行の際現に改正前の条例第百九十八條第一項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該知事の承認は、改正後の条例第百三十三條の六第一項の規定による知事の承認とみなす。

なす。

15 この条例の施行の際現に改正前の条例第百九十八條第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、改正後の条例第百三十三條の六第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

16 施行日前に改正後の条例第百三十三條の七第一項に規定する特約業者、石油製品販売業者および軽油製造業者等が改正前の条例第百九十八條の二第一項から第三項までの規定によりした届出は、改正後の条例第百三十三條の七第一項から第三項までの規定によりした届出とみなす。

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)
第五條 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(昭和四十四年福井県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第四條の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則に次の四項を加える。

6 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における第四條および第四條の二の規定の適用については、第四條第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・五」と、第四條の二第一項第二号中「百分の〇・四」とあるのは「百分の〇・三」とする。

7 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に住宅以外の家屋の取得が行われた場合における第四條および

び第四条の二の規定の適用については、
 第四条第一号中「百分の二」とあるのは
 「百分の一・七五」と、第四条の二第一
 項第二号中「百分の〇・四」とあるのは
 「百分の〇・三五」とする。

8 平成二十一年四月一日から平成二十二
 年三月三十一日までの間に土地の取得が
 行われた場合における第四条の規定の適
 用については、同条第一号中「百分の二
 」とあるのは、「百分の一・五」とする
 。

9 平成二十一年四月一日から平成二十三
 年三月三十一日までの間に土地の取得が
 行われた場合における第四条の二の規定
 の適用については、同条第一項第二号中
 「百分の〇・四」とあるのは、「百分の
 〇・三」とする。

(特定地域等の振興を促進するための県税
 の課税の特例に関する条例の一部改正に伴
 う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の特定地域
 等の振興を促進するための県税の課税の特
 例に関する条例附則第六項および第七項の
 規定は、平成十八年四月一日以後に取得し
 た土地および住宅以外の家屋の取得に対し
 て課する不動産取得税の不均一課税につい
 て適用し、同日前の取得に対して課する不
 動産取得税の不均一課税については、なお
 従前の例による。

(福井県核燃料税条例の一部改正)

第七条 福井県核燃料税条例(平成十八年福
 井県条例第三十八号)の一部を次のように
 改正する。

第十二条第二項中「株式等譲渡所得割、
 」の下に「自動車取得税、軽油引取税なら
 びに」を加え、「、自動車取得税ならびに
 軽油引取税」を削り、「第四条第一項第二

十二号」を「第四条第一項第二十二号」に
 改める。

平成二十一年三月三十一日印
 平成二十一年三月三十一日発
 行

刷 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
 印刷人 千九一九一〇四八二 福井県坂井市春江町中庄六一―三二 (株)エクシート

☎ 五五七七八番